

諸外国・地域の規制措置(平成24年8月27日現在)

- ・掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・各国・地域の詳細な規制内容については、掲載した各国政府HP等を御参考に、各国の政府機関へ御確認して下さい。
- ・各国・地域から求められる政府作成の各種証明の取扱については、輸出国との間で発行条件等に関する協議が整い次第、順次当ホームページに掲載します。

① 日本のすべての又は一部の食品につき輸入停止／他の食品につき証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP		
韓国	福島	ほうれんそう、かきな等、梅、ゆず、くり、キウイフルーツ、米、原乳、きのご類、たけのこ、青わらび、たらめ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、わさび、わらび、コウナゴ、ヤマメ、ウグイ、アユ、イワナ、コイ、フナ、アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、ムシガレイ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ニベ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒガンフグ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、ムラソイ、メイタガレイ、ビスノガイ、キタムラサキウニ、サブロウ、エゾイソアイナメ、マツカワ、ナガヅカ、ホシザメ、ウナギ、飼料	輸入停止		駐日大韓民国大使館(經濟部) 電話 03-3225-8667 E-mail economic.jp@mofat.go.kr (問い合わせ時には、住所、電話番号、E-mailアドレスを添えること)	○食品医薬品安全庁:生鮮及び加工食品(畜水産物を除く) http://www.mfds.go.kr/index.kfda?mid=56 ○農林水産食品部:畜水産物 http://www.mafgo.kr/main.jsp ○水産物品質検査院釜山支院:水産物 http://cafe.daum.net/nfsbusan		
	群馬	ほうれんそう、かきな、茶、ヤマメ、イワナ、飼料						
	栃木	ほうれんそう、かきな、きのご類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こしあぶら、茶、たらめ、ぜんまい、わらび、ウグイ、イワナ、飼料						
	茨城	ほうれんそう、かきな等、きのご類、たけのこ、こしあぶら、茶、原乳、メバル、スズキ、ニベ、ヒラメ、アメリカナマズ、フナ、ウナギ、コモンカスベ、イシガレイ、飼料						
	宮城	きのご類、たけのこ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、スズキ、ウグイ、ヤマメ、マダラ、ヒガンフグ、イワナ、ヒラメ、クロダイ						
	千葉	ほうれんそう、かきな等、きのご類、たけのこ、茶					ほうれんそう、かきな等は3市町(旭市、香取市、多古町)のみが対象。	
	神奈川	茶						
	岩手	きのご類、こしあぶら、ぜんまい、わらび、せり、たけのこ、マダラ、イワナ、ウグイ						
	北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、三重、愛媛、長崎、熊本(15都道県)	上記県産品目を除く全ての水産品					政府作成の放射性物質の検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求
	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、埼玉、神奈川、静岡、東京(13都県)	上記県産品目及び水産品を除く全ての食品						
13都県以外(水産品については15都道県以外)	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求						
中国	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉(10都県)	全ての食品、飼料	輸入停止	<ul style="list-style-type: none"> ・日本産食品の海外輸出業者又は代理業者は、登録が必要 ・日本産食品の中国輸入業者に対し、輸入及び販売記録制度の導入 	駐日中国大使館 経済商務処 電話 03-3440-2011 FAX 03-3446-8242			
	10都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品	政府作成の放射性物質の検査証明書及び産地証明書(産出県)を要求					
		水産物	上記に加え、中国輸入業者に産地・輸送経路を記した検疫許可申請を要求					
	その他の食品・飼料	政府作成の産地証明書(産出県)を要求						
ブルネイ	福島、東京、埼玉、栃木、群馬、茨城、千葉、神奈川(8都県)	全ての食品	輸入停止		駐日ブルネイ・ダルサラーム国大使館 電話:03-3447-7997			
	8都県以外		政府作成の放射性物質の検査証明書を要求					
ニューカレドニア	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉(12都県)	全ての食品、飼料	輸入停止	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求		ニューカレドニア http://www.gouv.nc/		
	12都県以外	全ての食品、飼料	産地証明(産地県)を要求					
クウェート	47都道府県	全ての食品	輸入停止		駐日クウェート大使館 電話 03-3455-0361			
サウジアラビア	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉(12都県)	全ての食品	輸入停止		駐日サウジアラビア王国大使館 電話 03-3589-5241			
	12都県以外	全ての食品	放射性物質の検査証明書を要求 サウジアラビアにてサンプル検査					
レバノン	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、神奈川(6県)	左記県における出荷制限品目	輸入停止		駐日レバノン大使館 電話 03-5114-9950			
	47都道府県	上記県産品目を除く全ての食品	放射性物質の検査証明書を要求 レバノンにて検査を実施					

② 日本のすべての食品につき証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インドネシア	4 7 都道府県	加工食品、ミネラルウォーター	政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求	証明がない場合はインドネシアにて全ロット検査	駐日インドネシア大使館 電話 03-3441-4201 FAX 03-3447-1697	
		牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求			
		水産物、養殖用薬品、えさ	放射性物質の検査証明書を要求			
タイ	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、千葉、神奈川、静岡（8 県）	全ての食品 (食品添加物等は対象外)	タイの省令で規定された検査機関作成の放射性物質の検査報告書を要求	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求	駐日タイ王国大使館 電話 03-6661-3844 FAX 03-3791-1400 E-mail agrithai@extra.ocn.ne.jp	
	8 県以外		政府作成の産地証明書又は商工会議所作成の原産地証明書（産出県が記載されたもの）を要求			
マレーシア	福島	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求 マレーシアにて全ロット検査	平成23年3月11日より前に収穫・加工した食品については、日付証明を要求	駐日マレーシア大使館 電話 03-3476-3840	
	宮城	きのご類、水産物				
	栃木	きのご類	政府作成の産地証明書を要求			
	宮城	きのご類、水産物以外				
	栃木	きのご類以外				
	3 県以外	全ての食品				
ブラジル	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（1 2 都県）	全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書（ポルトガル語翻訳付き）を要求	平成23年3月11日より前に製造・梱包した食品は、日付証明を要求（ポルトガル語翻訳付き）	駐日ブラジル大使館 電話 03-3404-5211	
	1 2 都県以外		政府作成の産地証明（ポルトガル語翻訳付き）を要求			
仏領ポリネシア	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡（1 2 都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫・加工されたことを示す証明書を要求		仏領ポリネシア http://www.presidence.pf/
	1 2 都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明(産出県)を要求			
アラブ首長国連邦	福島、群馬、栃木、茨城、岩手、秋田、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、静岡（1 5 都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査が行われる場合がある	ドバイ首長国については、平成24年7月1日以降、①15都県は指定検査機関作成の放射性物質検査結果報告書で輸入が認められる②15都県以外は産地証明（産出県）若しくは上記①の報告書で輸入が認められる	駐日アラブ首長国連邦大使館 電話 03-5489-0804	
	1 5 都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明(産出県)を要求			
イラク	4 7 都道府県	全ての食品	イラク政府指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求		駐日イラク大使館 電話 03-5449-3231	
オマーン	4 7 都道府県	全ての食品	政府又は国際機関作成の放射性物質の検査証明書を要求	上記に加え、オマーンにてサンプル検査を実施	駐日オマーン大使館 電話 03-5468-1088	
		生鮮食品、果実、ミルク(粉ミルクを含む)				
カタール	4 7 都道府県	全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求		駐日カタール大使館 電話 03-5475-0611	
バーレーン	4 7 都道府県	全ての食品	放射性物質の検査証明書を要求		駐日バーレーン王国大使館 電話 03-3584-8001	
エジプト	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡（1 1 都県）	水産物以外の食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査検査証明書を要求	※調整中	駐日エジプト大使館 電話 03-3770-8022	
		水産物	政府作成の放射性物質の検査検査証明書（※）を要求			
		1 1 都県以外	水産物以外の食品、飼料 水産物			
コンゴ民主共和国	4 7 都道府県	全ての食品及び農業加工品	放射性物質の検査証明書等を要求		駐日コンゴ民主共和国大使館 電話 03-5820-1579	
モロッコ	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川（1 3 都県）	全ての食品及び飼料	政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求	平成23年3月28日以前に日本を出港し、且つ、平成23年3月11日以前に収穫・加工されたものは規制の対象外	駐日モロッコ王国大使館 電話 03-5485-7171	
	1 3 都県以外	全ての食品及び飼料	政府作成の産地証明書を要求			

③ 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
シンガポール	福島、群馬、栃木、茨城（4 県）	食肉、牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品、水産物	輸入停止	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については日付証明を要求 放射性物質が検出された場合、通関不可	シンガポール農食品獣医療(Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore) Quarantine & Inspection Department Tel: +[65]6227 0670 Fax: +[65]6227 6305 Email: ava_email@ava.gov.sg	○Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore http://www.ava.gov.sg/
		野菜・果実とその加工品				
	千葉、東京、神奈川、埼玉（4 都県）	食肉、牛乳・乳製品、水産物	政府作成の産地証明（産地県）又は商工会議所の産地証明（サイン証明）を要求			
	上記8 都県以外	食肉、牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品、水産物	シンガポールにてサンプル検査			
	4 7 都道府県	米	シンガポールにて全ロット検査			
	静岡県		政府作成の産地証明（産地県）又は商工会議所の産地証明（サイン証明）及び放射性物質検査報告書を要求 シンガポールにてサンプル検査			
静岡県以外	緑茶及びその製品	政府作成の産地証明（産地県）又は商工会議所の産地証明（サイン証明）を要求 シンガポールにてサンプル検査				

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP		
香港	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5県）	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク	輸入停止		香港政府経済貿易代表部 電話 03-3556-8980 FAX 03-3556-8968 E-mail tokyo_enquiry@hketotyo.gov.hk	○香港経済貿易代表部(東京) http://www.hketotyo.gov.hk/		
		食肉(卵を含む)、水産物	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求					
		加工食品	香港にてサンプル検査					
	5県以外	全ての食品						
マカオ	福島	全ての食品	輸入停止					
	千葉、栃木、茨城、群馬、宮城、新潟、長野、埼玉、東京（9都県）	野菜・果物、乳製品	輸入停止					
		食肉(牛肉・豚肉)、水産物・水産加工食品、食肉加工品、卵	産地証明書(産出県)及び政府作成の放射性物質の検査証明書を要求					
山形、山梨（2県）	野菜・果物、乳製品、食肉(牛肉・豚肉)、水産物・水産加工品、食肉加工品、卵	産地証明書(産出県)及び政府作成の放射性物質の検査証明書を要求						
台湾	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5県）	全ての食品	輸入停止		台北駐日経済文化代表処 電話 03-3280-7884 FAX 03-3280-7928 E-mail economy@roc-taiwan.org			
		野菜・果実、水産物、海藻類、乳製品、ミネラルウォーターなどの飲料水、ベビーフード	台湾にて全ロット検査					
	5県以外	加工食品	台湾にてサンプル検査					
フィリピン	福島、茨城（2県）	牛乳・乳製品(チョコレート、クッキーを含む)、飼料、野菜・果実、植物、種苗等	放射性物質の検査証明書を要求		駐日フィリピン大使館 電話 03-5562-1600			
	2県以外		産地証明書を要求					
	福島	ヤマメ、コウナゴ、ウグイ、アユ	輸入停止					
		上記以外の水産物	放射性物質の検査証明書を要求					
	茨城、栃木、群馬（3県）	水産物	産地証明書を要求					
福島及び3県以外		産地証明書を要求						
米国	福島	米、ほうれんそう、かきな、原乳、きのこ、イカナゴの稚魚、アユ、ウグイ、ヤマメ、ゆず、キウイフルーツ、牛肉製品、クマ肉製品、イノシシ肉製品、畑わさび、ふきのとう、わらび、こしあぶら、ぜんまい、たらめ等	輸入停止		駐日米国大使館 電話 03-3224-5000	○米国食品医薬品局(FDA): ・Import Alert http://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert.621.html ・Questions about Food Safety http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm#importjapan		
	栃木	茶、牛肉製品、シカ肉製品、イノシシ肉製品、クリタケ、ナメコ、タケノコ、シイタケ、さんしょう、わらび、こしあぶら、ぜんまい、たらめ						
	岩手	牛肉製品、タケノコ、シイタケ、せり、わらび、こしあぶら、ぜんまい、マダラ、ウグイ、イワナ						
	宮城	牛肉製品、クマ肉製品、シイタケ、タケノコ、こしあぶら、ぜんまい、ヒガンフグ、スズキ、ヒラメ、マダラ、ウグイ、イワナ、ヤマメ						
	茨城	茶、シイタケ、イノシシ肉製品、タケノコ、こしあぶら、ウナギ、シロメバル、ニベ、アメリカナマズ、スズキ、ヒラメ、ギンブナ						
	千葉	茶、シイタケ、タケノコ						
	群馬	茶、ウグイ、ヤマメ						
	神奈川	茶						
	福島、栃木、茨城（3県）	牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品(上記を除く)					放射性物質の検査証明書を要求	放射性物質の検査証明については、米国内の検査機関によることも可
		上記以外の食品、飼料					米国にてサンプル検査	
3県以外	食品、飼料							
エクアドル	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京（12都県）	農畜産品及びその副産品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫処理された製品については、日付証明を要求	駐日エクアドル大使館 電話 03-3499-2800/03-3498-3894 FAX 03-3499-4400			
	12都県以外		政府作成の産地証明書を要求					
コロンビア	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京（12都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書(スペイン語翻訳付き)を要求		駐日コロンビア大使館 電話 03-3440-6451 FAX 03-3440-6724			
アイスランド	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡、岩手（12都県）	全ての食品、飼料(日本酒、焼酎、ウイスキーを除く)	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求 平成24年7月1日より、放射性物質の検査証明書が必要な地域に岩手県を追加。	駐日アイスランド大使館 電話 03-3447-1944			
	12都県以外	全ての食品、飼料(日本酒、焼酎、ウイスキーを除く)	政府作成の産地証明(産出県)を要求 輸入国にてサンプル検査					
EU	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡、岩手（12都県）	全ての食品、飼料(日本酒、焼酎、ウイスキーを除く)	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求 平成24年7月1日より、放射性物質の検査証明書が必要な地域に岩手県を追加。	(EU) 右記ホームページを参照	英語 http://www.dejpn.ec.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=en 日本 http://www.dejpn.ec.europa.eu/modules/world/afs/faq/?ml_lang=jp		
	12都県以外	全ての食品、飼料(日本酒、焼酎、ウイスキーを除く)	政府作成の産地証明(産出県)を要求 輸入国にてサンプル検査					
クロアチア	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡、岩手（12都県）	全ての食品、飼料(日本酒、焼酎、ウイスキーを除く)	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求 平成24年7月1日より、放射性物質の検査証明書が必要な地域に岩手県を追加。 規制対象品目から日本酒、焼酎、ウイスキーを除く日は平成24年7月1日から	駐日クロアチア共和国大使館 電話 03-5469-3014			
	12都県以外	全ての食品、飼料(日本酒、焼酎、ウイスキーを除く)	政府作成の産地証明(産出県)を要求 輸入国にてサンプル検査					
スイス、リヒテンシュタイン	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡、岩手（12都県）	全ての食品、飼料(日本酒、焼酎、ウイスキーを除く)	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求 平成24年7月6日より、放射性物質の検査証明書が必要な地域に岩手県を追加。	駐日スイス大使館 電話 03-5449-8400			
	12都県以外	全ての食品、飼料(日本酒、焼酎、ウイスキーを除く)	政府作成の産地証明(産出県)を要求 輸入国にてサンプル検査					

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
ノルウェー	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡、岩手（12都県）	全ての食品、飼料 (日本酒、焼酎、ウイスキーを除く)	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求 平成24年7月1日より、放射性物質の検査証明書が必要な地域に岩手県を追加。	駐日ノルウェー大使館 電話 03-6408-8100	
	12都県以外	全ての食品、飼料 (日本酒、焼酎、ウイスキーを除く)	政府作成の産地証明(産出県)を要求 輸入国にてサンプル検査			
ロシア	福島、群馬、栃木、茨城、東京、千葉（6都県）	全ての食品	輸入停止		駐日ロシア大使館 電話 03-3583-4224 / 03-3583-5982 Fax 03-3505-0593	
	6都県以外		ロシアにて検査			
	242施設（青森、岩手、宮城、福島、山形、茨城、千葉、新潟県に所在する施設）	水産品・水産加工品	輸入停止			
ギニア	47都道府県	牛乳及び派生品、魚類その他の海産物	輸入停止		駐日ギニア共和国大使館 電話03-3770-4640	

④ 検査強化

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インド	47都道府県	全ての食品	インドにてサンプル検査		駐日インド大使館 電話 03-3262-2391 FAX 03-3234-4866 E-mail embassy@indembjp.org	
ネパール	47都道府県	全ての食品	ネパールにてサンプル検査		駐日ネパール大使館 電話 03-3713-6241	
パキスタン	47都道府県	全ての食品	パキスタンにてサンプル検査（放射性物質の検査証明書があれば検査を省略） （個人輸入の携行貨物はサンプル検査を除外）		駐日パキスタン大使館 電話 03-5421-7741	
ベトナム	福島、茨城、栃木（3県）	生鮮食品	ベトナムにて全ロット検査（放射性物質の検査証明書があれば検査を省略）		駐日ベトナム大使館 電話 03-3466-3311	
	3県以外		ベトナムにてサンプル検査（放射性物質の検査証明書があれば検査を省略）			
豪州	福島、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、埼玉、東京（8都県）	米・穀物、野菜・果実、茶、水産物	豪州にてサンプル検査		駐日オーストラリア大使館 電話 03-5232-4111	○豪州・NZ食品基準機関(FSANZ) http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets/ (Safety of food from Japan (18 March 2011))
	群馬、神奈川、静岡（3県）	茶				
ウクライナ	47都道府県	全ての食品	ウクライナにて検査		駐日ウクライナ大使館 電話 03-5474-9770	
イラン	47都道府県	全ての食品	イランにてサンプル検査		駐日イラン・イスラム共和国大使館 電話 03-3446-8011	
モーリシャス	47都道府県	全ての食品及び農産物	モーリシャスにてサンプル検査			

⑤ その他（規制措置の完全解除）

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
カナダ (これまで右の措置を講じていたが、平成23年6月13日から全て解除)	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県）	全ての食品、飼料（原材料を含む）	政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求 (3月11日より前に収穫・製造した食品については、その旨を証明できれば上記は不要) カナダにてサンプル検査	適切な書類がないものは、通関を認めてよいか判断するため、当局によって留置・検査を実施	駐日カナダ大使館 電話 03-5412-6200	○食品検査庁 http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/imp/eartere.shtml
	12都県以外		取扱業者作成の産出県、保管場所等の証明を要求 カナダにてサンプル検査			
ミャンマー (これまで右の措置を講じていたが、平成23年6月16日から全て解除)	47都道府県	全ての食品	ミャンマーにて検査	ヤンゴン港及びヤンゴン国際空港でのみ実施	駐日ミャンマー大使館 電話 03-3441-9291 FAX 03-3447-7394	
セルビア (これまで右の措置を講じていたが、平成23年7月1日から全て解除)	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡（11都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明を要求		
	11都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明(産出県)を要求 輸入国にてサンプル検査			
チリ (これまで右の措置を講じていたが、平成23年9月30日から全て解除)	47都道府県	穀物、植物の根、塊茎、野菜、果実、肉、肉製品、魚介類・それらの派生品、牛乳・乳製品、幼児用食品	放射性物質の検査証明書を要求		駐日チリ共和国大使館 電話 03-3769-0551/03-3769-0755	
メキシコ (これまで右の措置を講じていたが、平成24年1月1日から全て解除)	47都道府県	全ての食品、飼料	輸入をマンサニーヨ港、ベラクルス港及びメキシコシティ国際空港に限定		駐日メキシコ合衆国大使館 電話 03-3581-1131/03-3581-1135	
ペルー (これまで右の措置を講じていたが、平成24年4月20日から全て解除)	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟（7県）	全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求		駐日ペルー大使館 電話 03-3406-4243 FAX 03-3409-7589	
ニュージーランド (これまで右の措置を講じていたが、平成24年7月15日から全て解除)	47都道府県	茶	NZにて検査		駐日ニュージーランド大使館 電話 03-3467-2271	ONZ第一次産業省 http://www.foodsafety.govt.nz/